

県内周遊観光促進事業補助金 補助対象ツアー要件

項目		ツアー種別		
		(1)県外を発着地とするバスツアー	(2)県外を発着地とし、県内移動に貸切バスを利用するツアー	(3)主に県外からの旅行者向けに新幹線駅等が発着地として催行されるツアー
基本要件	県内昼食に加え、観光施設に2カ所以上立ち寄ること	○	○	○
	宿泊を伴う場合は、県内宿泊とし、各日とも上記を満たすこと	○	○	○
	立ち寄り先の観光施設等と連携し、独自の誘客策を実施すること	○	○	○
	バス1台当たり25名以上乗車（乗務員・添乗員等除く）	○	○	—
	バス1台当たり15名以上乗車（乗務員・添乗員等除く）	—	—	○
	国、県、市町村、観光協会の補助事業や助成金等の対象となっていないこと	○	○	○
審査基準	新たに造成したツアーの場合	○	○	○
	新たな地域から誘客するツアーの場合	○	○	—
	地域観光協会の受入企画等を活用した場合	○	○	○
	日帰りで片道250キロ以上のツアーの場合	○	—	—
	県内まで新幹線、航空機で移動するツアーの場合	—	○	—
	県内宿泊を伴うツアーの場合	○	○	—
	佐渡、若しくは県内3エリア以上を周遊する場合	○	○	—
	期間中、8本以上催行される場合	—	—	○

【審査基準】

原則として交付決定に当たっては、上記の基本要件、審査基準の充足状況を確認し、審査基準を多く満たしている申請から、予算の範囲内で順次、交付決定を行う。

※県内エリアは、村上・新発田、新潟・阿賀、弥彦・三条、長岡・柏崎、湯沢・魚沼、妙高・上越、佐渡の7エリアとする。